

特別免許状に係る教育職員検定基準

大阪府教育委員会

特別免許状は、次の表の1から4までの全ての項目について各項目の教育職員検定基準に適合し、かつ、教育職員免許法（以下「法」という。）第5条第1項各号のいずれにも該当しない者に授与する。

項 目	教育職員検定基準
1 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者 (法第5条第4項第1号)	○ 担当する教科に関する相当な期間の実務経験を有し、かつ、その実務経験によって培われた専門的な知識又は優秀な技能を有すると認められること。
2 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 (法第5条第4項第2号)	○ 教育職員として適格な人材であると認められること。
3 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦の妥当性 (法第5条第4項本文)	○ 学校の教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性を求める場合等、必要性が認められること。 ○ 任用・雇用に至る人選方法の公正性、透明性が確保されていると認められること。 ○ 特別免許状の授与以外の方法では、同様の教育的効果を期待することができないと認められること。
4 身体 (法第6条第1項)	○ 教員の職務を行うのに必要な健康状態であると認められること。

※ 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。
(法第6条第1項)